

藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領（案）

（趣旨）

第 1 条 藤沢市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の目的）

第 2 条 部会は、会議において必要と認める特定の分野に関し意見交換を行い、計画策定等に資するとともに具体的、専門的事項を調査検討する。

（部会）

第 3 条 部会は、別表に定めるとおりとする。

（部会の公開）

第 4 条 部会は、公開するものとする。ただし、部会の内容が藤沢市情報公開条例第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、この限りでない。

（会議と部会の関係）

第 5 条 部会での決定事項は、会議の議を経て確定するものとする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

（参考人の出席）

第 6 条 必要があると認めるときは、部会の委員以外の参考人を部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会の委員等の報酬）

第 7 条 部会の委員等の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和 31 年条例第 36 号）の定めるところによる。

（廃止及び休止）

第 8 条 会議で部会廃止又は休止の決議がなされたときは、部会を廃止又は休止するものとする。

（庶務）

第 9 条 部会の庶務は、子ども青少年部子育て企画課において処理する。

（委任）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会において審議し、会議の議を経て定める。

## 附 則

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

この要領は、令和元年8月21日から施行する。

## 別表

番号	部会	所掌事項
1	<del>子どもと子育て家庭の生活 実態調査等検討部会</del> 藤沢市子ども共育計画策定 等検討部会	(1) 藤沢市子どもと子育て家庭の生活 実態調査に係る意見提案 (2) 子どもの貧困対策に係る福祉施 策・教育施策等の方向性に係る意見提案 (3) <del>(仮称) 藤沢市子どもの貧困対策実 施計画</del> 藤沢市子ども共育計画の策定に係 る意見提案
2	第三二期藤沢市子ども・子育 て支援事業計画策定等検討 部会	(1) 利用希望把握調査に係る意見提案 (2) 第三二期藤沢市子ども・子育て支 援事業計画の策定に係る意見提案